

令和3年度茨城県フリースクール連携推進事業実施要領

1 趣旨

学校以外の場において学習支援等を行うフリースクールに対する運営費補助、並びにフリースクールに通所する不登校児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対する授業料等補助を実施することにより、不登校児童生徒の教育機会の確保や社会的自立、社会参加を図る。

2 事業対象期間

(1) フリースクールに対する運営費補助

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(2) 授業料等補助

不登校児童生徒が在籍する学校の始業式が行われる月から卒業式又は修了式が行われる日までとする。

3 事業の実施方法

令和3年度茨城県フリースクール連携推進事業費補助金交付要項に基づき、補助金を交付する。

4 補助事業の内容

(1) フリースクール運営費補助について

① 補助対象

補助要件を満たしたフリースクールを補助対象とする。

② 補助対象経費

ア 常勤職員の1名分の人件費（給料、諸手当）

イ 学習に係る教材や参考図書の購入費

ウ 体験活動に係るバス借上料及び施設入場料

エ 外部講師招へいのための謝金及び旅費

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内（100円未満切り捨て）とする。

補助限度額は、1施設あたり年間1,000,000円を上限とする。

④ 補助要件

ア 県内に所在すること

イ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること

ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること

エ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること

オ 個人の状況に応じた相談・指導が行われていること

カ 指導に必要な職員を、複数人有していること

キ 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること

ク 週3日以上、開設していること

ケ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

- コ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
 - サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
 - シ 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていないこと
- (2) 授業料等補助について
- ① 補助対象

補助要件に該当するフリースクールに通所している児童生徒がいる経済的な事情のある世帯を補助対象とする。
 - ② 補助対象経費

フリースクールへの通所に係る授業料等
 - ③ 補助率及び補助限度額

補助率は、保護者が支払う金額の2分の1以内（100円未満切り捨て）とする。
補助限度額は、不登校児童生徒1人につき、1ヶ月あたり15,000円を上限とする。
 - ④ 補助要件
 - ア 茨城県内に居住していること
 - イ 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯）であること
 - ウ 上記4(1)④のうち、イ、ウ、ケ、コ、サの要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること

5 申請方法

(1) フリースクール運営費補助について

- ① 原則として、「いばらき電子申請・届出システム」から申請すること。
なお、「いばらき電子申請・届出システム」の利用には、ユーザー登録が必要となるので、申請前に以下のサイトで登録すること。

<https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/profile/inputUser.action>

- ※ インターネット利用環境のない場合は、郵送又は持参により、下記まで提出すること。

〒310-8588 水戸市笠原町978番6 県庁22階
茨城県教育庁学校教育部義務教育課

② 提出書類

ア	補助金交付申請書（様式第1号）
イ	実施計画書（様式第2号）
ウ	収支予算書（様式第3号）
エ	事業に係る調査票（様式第15号）
オ	運営費補助受給に係る申立書（様式第16-①号）
カ	法人登記簿の写し又は登記事項証明書 ※ 法人の場合に限る。
キ	納税証明書（国税及び地方税）
ク	施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
ケ	その他運営状況が分かる資料（必要に応じて提出）

③ 提出期限

令和3年9月30日（木）

④ 支払方法

概算払可能

(2) 授業料等補助について

① 提出書類

ア 授業料等補助申請書（様式第 1-②号）
イ 通所証明書（様式第 4 号）
ウ フリースクール利用確認書（様式第 5 号）
エ 授業料等補助受給に係る申立書（様式第 16-②号）
オ 住民税非課税証明書
カ 申請前月末までの授業料等の領収書等の写し ※申請以前に通所した実績がある場合のみ提出

② 提出期間

初回の申請（年度ごとに申請）

本要領策定の日から令和 4 年 3 月 10 日まで

※初回申請では、令和 3 年 4 月 1 日から申請前月末までの期間に通所の実績がある場合は、授業料等の領収書等の写しを提出すること。

③ 支払方法

精算払

6 審査について

(1) 運営費補助に係る審査

① 書類審査

提出書類を用いて、茨城県教育委員会が審査を行う。

② 訪問調査

ア 運営費補助を申請したフリースクールに対して、茨城県教育委員会による訪問調査を実施する。

イ 日程等については、申請書等受理後に別途連絡する。

③ 運営費補助に係る審査結果の通知

審査結果は、交付決定通知書（様式第 6-①号）又は不交付決定通知書（様式第 6-②号）により通知する。

(2) 授業料等補助に係る審査

① 書類審査

提出書類を用いて、茨城県教育委員会が審査を行う。

② 審査結果の通知

審査結果は、交付決定通知書（様式第 7 号）又は不交付決定通知書（様式第 6-②号）により通知する。

7 提出先及び問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部義務教育課

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6（茨城県庁 22 階）

TEL 029-301-5229 FAX 029-301-5239

E-mail gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp